

人権ほつと30年2月号

死者の人権

大阪教育大学教授 堀 薫夫

二〇一七年で最も衝撃的だった事件のひとつが、座間市で起きた九名のバラバラ殺人事件であろう。この事件の報道で多くの人が疑念死したのが、被害者の報道の在り方である。十一月一日の大手新聞の朝刊には、一斉に九名の被害者の実名入りカラー写真が新聞の一面に掲載されたのである。さらにはその友人関係や過去の言動までが付記されたものもあった。

新聞社にとっては当然報道や表現の自由が存在する。しかし遺族側にはプライバシー権が存在するし、現実一部の遺族からは、報道を控えてくれという要望も出ていた。しかしそうした家族の感情を逆なでするかの様に、大々的な報道がなされた。そうこの問題の大きなポイントは、プライバシーが守られるべき人たちは全員「死者」だという点である。

死者に人権は存在しない

のか？ この事件報道はこうした点の波紋を投げかけたと思う。

報道のされ方でこれと対照的だったのが、二〇一六年七月に起きた相模原市障害者福祉施設やまゆり園での一九名殺害事件である。この場合、写真報道はおろか実名報道も一切なかった。猟奇性という共通点のある2つの事件の報道のされ方のちがいは何だったのだろうか。

また二〇一一年に起きた尼崎市連続殺人事件。主犯の角田美代子容疑者の当初の報道写真はまったくの別人物のものであった。この報道における人権侵害とは何だったのだろうか。

猟奇的な殺人事件が起こった直後には、メディアは、一斉に過度ともいえる報道を繰り返す。しかしそうした報道の陰で、まず考えられねばならないのは死者の人権問題ではなからうか。それは、ネット時代の現代においてこそ問われる課題なのだろう。